

沿岸広域振興局長告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年12月13日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村机144番1地先から145番1地先まで	新	m 62.9～35.4	m 45.0
	旧	56.7～35.4	45.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 平成23年12月13日から平成24年1月13日まで